

議案第 19 号

向日市民温水プール条例の廃止について

向日市民温水プール条例を廃止する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市民温水プール条例を廃止する条例について

向日市民温水プール条例（平成6年条例第15号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（向日市健康増進センター条例の一部改正）

2 向日市健康増進センター条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
別表（第16条関係） 向日市健康増進センター基本額	別表（第16条関係） 向日市健康増進センター基本額
略	略
備考	備考
1 「個人都度利用」とは、個人がセンター_____を1回ごとの定額を支払うことにより利用することをいう。	1 「個人都度利用」とは、個人がセンター <u>及び向日市民温水プール</u> を1回ごとの定額を支払うことにより利用することをいう。
2 「個人定期利用」とは、個人がセンター_____をその利用回数にかかわらず1か月（月の初日から末日までをいう。）ごとの定額を支払うことにより利用することをいう。	2 「個人定期利用」とは、個人がセンター <u>及び向日市民温水プール</u> をその利用回数にかかわらず1か月（月の初日から末日までをいう。）ごとの定額を支払うことにより利用することをいう。
3 「法人利用」とは、法人が年間基本額を支払い、かつ、当該法人の被用者がセンター_____を1回ごとの定額を支払うことにより利用することをいう。	3 「法人利用」とは、法人が年間基本額を支払い、かつ、当該法人の被用者がセンター <u>及び向日市民温水プール</u> を1回ごとの定額を支払うことにより利用することをいう。
4 略	4 略

(向日市都市公園等条例の一部改正)

3 向日市都市公園等条例（平成22年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正			現 行		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
	名称	位置		名称	位置
都市 公園	略		都市 公園	略	
	市民ふれあい 広場	向日市鶏冠井町十相地内		市民ふれあい 広場	向日市鶏冠井町十相地内
				<u>東院公園</u>	<u>向日市鶏冠井町上古地内</u>
	略			略	
略			略		